

5 G サービス契約の約款の一部改正

[改正]

第1章～第11章 (略)

第12章 雑則

第64条～第80条 (略)

(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)

第81条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により5Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該5G契約者へ注意喚起を行うことがあります。

2 前項の規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により5Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該5G契約者へ注意喚起を行うことがあります。

第82条～第84条 (略)

第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種	類
(略)	
(略)	

(2) 5G契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

種	類
(略)	

[現行]

第1章～第11章 (略)

第12章 雑則

第64条～第80条 (略)

(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)

第81条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により5Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該5G契約者へ注意喚起を行うことがあります。

第82条～第84条 (略)

第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種	類
(略)	
みえる電話機能（みえる電話サービス）	
(略)	

(2) 5G契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

種	類
(略)	

<p>(略)</p>	<p>みえる電話機能 (みえる電話サービス)</p> <p>(略)</p>
<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和6年3月18日経企第4469号) この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。 ただし、この改正規定中、みえる電話に関する部分は令和6年3月29日の当社が定める時刻から実施します。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表3～別表7 (略)</p>

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																				
<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 78 条の 4 (略)</p> <p>(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)</p> <p>第 78 条の 5 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により X i サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する X i 契約者を確認し、当社が定める方法により当該 X i 契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p><u>2 前項の規定によるほか、当社は、NICT 法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により X i サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する X i 契約者を確認し、当社が定める方法により当該 X i 契約者へ注意喚起を行うことがあります。</u></p> <p>第 79 条～第 80 条の 2 (略)</p> <p>第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <p>(1) X i 契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 3～別表 7 (略)</p>	種	類	(略)			(略)				(略)	<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 78 条の 4 (略)</p> <p>(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)</p> <p>第 78 条の 5 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により X i サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する X i 契約者を確認し、当社が定める方法により当該 X i 契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p>第 79 条～第 80 条の 2 (略)</p> <p>第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 付加機能等</p> <p>1 付加機能</p> <p>(1) X i 契約に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">みえる電話機能（みえる電話サービス）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 3～別表 7 (略)</p>	種	類		(略)		(略)	みえる電話機能（みえる電話サービス）			(略)
種	類																				
(略)																					
	(略)																				
	(略)																				
種	類																				
	(略)																				
	(略)																				
みえる電話機能（みえる電話サービス）																					
	(略)																				

附 則（令和6年3月18日経企第4469号）

この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、みえる電話に関する部分は令和6年3月29日の当社が定める時刻から実施します。

F O M A サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和 6 年 3 月 18 日経企第 4469 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。 （その他）</p> <p>2 経企第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 3 項第 21 号を次のように改めます。 （21）サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知</p> <p>ア 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により F O M A サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する F O M A 契約者等を確認し、当社が定める方法により当該 F O M A 契約者等へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、NICT 法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により F O M A サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する F O M A 契約者等を確認し、当社が定める方法により当該 F O M A 契約者等へ注意喚起を行うことがあります。</p>	

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第11章（略）</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第66条（略）</p> <p>（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知）</p> <p>第66条の2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスター通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p><u>2 前項の規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスター通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</u></p> <p>第67条の～第68条の2（略）</p> <p>第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表8（略）</p> <p>附 則（令和6年3月18日経企第4469号） この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。</p>	<p>第1章～第11章（略）</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第66条（略）</p> <p>（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知）</p> <p>第66条の2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスター通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p>第67条の～第68条の2（略）</p> <p>第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表8（略）</p>

ワ イ ド ス タ ー Ⅲ 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第11章（略）</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第56条～第66条（略）</p> <p>（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知）</p> <p>第67条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスターⅢ通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p><u>2 前項の規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスターⅢ通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</u></p> <p>第68条～第70条（略）</p> <p>第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表6（略）</p> <p>附 則（令和6年3月18日経企第4469号） この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。</p>	<p>第1章～第11章（略）</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第56条～第66条（略）</p> <p>（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知）</p> <p>第67条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスターⅢ通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p>第68条～第70条（略）</p> <p>第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表6（略）</p>

S t a r l i n k B u s i n e s s 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 雑則</p> <p>第47条～第52条（略）</p> <p>（注意喚起）</p> <p>第53条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）のおそれへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりStarlinkサービスの提供に支障が生ずるおそれがあるときは、当社が必要と認める限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備をStarlinkサービス契約者回線へ接続するStarlinkサービス契約者を確認し、当社が定める方法によりそのStarlinkサービス契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p><u>2 前項の規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりStarlinkサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するStarlinkサービス契約者を確認し、当社が定める方法により当該Starlinkサービス契約者へ注意喚起を行うことがあります。</u></p> <p>第54条～第61条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年3月18日経企第4469号） この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。</p>	<p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 雑則</p> <p>第47条～第52条（略）</p> <p>（注意喚起）</p> <p>第53条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）のおそれへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりStarlinkサービスの提供に支障が生ずるおそれがあるときは、当社が必要と認める限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備をStarlinkサービス契約者回線へ接続するStarlinkサービス契約者を確認し、当社が定める方法によりそのStarlinkサービス契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p>第54条～第61条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表（略）</p>

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>第 15 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 60 条 (略)</p> <p>(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)</p> <p>第 60 条の 2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により I P 通信網サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p><u>2 前項の規定によるほか、当社は、NICT 法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により I P 通信網サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</u></p> <p>第 61 条～第 64 条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 3 (略)</p> <p>附 則（令和 6 年 3 月 18 日経企第 4469 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 4175 号（令和 5 年 3 月 16 日）の附則第 3 項第 2 号を次のように改めます。 （2）削除</p> <p>4 経企第 3668 号（令和 6 年 1 月 22 日）の附則第 5 項中、第 2 号を第 3 号、第 3 号を 4 号、第 4 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の一号を加えます。 （2）第 2 種契約（通信速度種別に係る品目が 10 G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限りま す。）に関する接続方式に係る品目を V D S L 方式から光配線方式へ変更するとき。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>第 15 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 60 条 (略)</p> <p>(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)</p> <p>第 60 条の 2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により I P 通信網サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p>第 61 条～第 64 条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 3 (略)</p>